

第2節

首都圏整備計画に基づく主要な事業の実施状況

首都圏整備計画に基づく主要な事業について、平成14年度においては、平成14年度首都圏事業計画（平成14年8月21日決定）に基づき実施された。

（参考）平成14年度首都圏事業計画（抄）

I 平成14年度事業実施の方針等

我が国の社会・経済情勢が大きな転換期を迎える中、人々の価値観や働き方・暮らし方の多様化、少子高齢化の進行、情報化・国際化の進展、環境に関する取組の必要性の増大と、これまでにない様々な変化に直面している。

また、首都圏には、大都市問題が依然として存在し、都市の持つ利便性・快適性を低下させていることに加え、本来、都市が持つべき魅力の減退につながっていることから、首都圏を豊かで快適な、かつ活力に満ちあふれた大都市圏に再生していくことが求められている。

これらの諸課題を踏まえ、今後の首都圏の歩むべき指針として、平成11年3月に「第5次首都圏基本計画」を作成した。また、平成13年度から平成17年度までの5年間の各種施設整備に関し、その根幹となるべきものを定めた「首都圏整備計画」を作成した。

首都圏基本計画等においては、今後とも首都圏が我が国を牽引しつつ、国際競争力を維持し、我が国の活力を創出する地域として発展していくため、諸機能の充実・強化を図ることとしている。これとともに、首都圏の全体構造として東京中心部への過度の依存を緩和し、各地域の拠点的な都市を中心に諸機能がバランス良く配置された自立性の高い地域の形成と、それらの地域の相互の連携・交流によって、機能を高めあう「分散型ネットワーク構造」の形成を目指すこととしている。

近年、東京都区部の人口が転入超過に転じており、都心居住が緩やかに進展しているとともに、首都圏の広域連携の拠点となる業務核都市等においても、人口の集積や業務機能の集積が進展し、その拠点性が向上している。また、この業務核都市がその拠点性を高めてきていることを背景として、業務核都市間の交流・連携が活発化していることから、環状方向のネットワーク形成が進展している。

以上のことから、長時間通勤等の大都市問題は、依然として看過できない状況にあるものの、東京都区部に大きく依存した放射方向の地域構造から、諸機能をバランスよく備えた自立性の高い地域が、相互に連携・交流しあう「分散型ネットワーク構造」の形成へと進展しつつあるものと考えられる。

今年度の首都圏整備に当たっては、都市再生に関する総合的な施策である「都市再生プロジェクト」を推進し、今後さらに、この分散型ネットワーク構造の形成を図り、基本計画に示された、目標とすべき社会や生活の姿を実現するため、下記の事業を推進する。

なお、首都機能移転については、現在、国会において大局的な観点から移転について検討が進められており、その推移を見守る必要がある。

1 宅地

業務、商業、居住等の諸機能が調和した都市空間の形成や良好な景観の創出による都市環境の改善等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、中心業務地の整備、既存市街地の再編整備等を進めるとともに、新市街地の計画的整備を図り、秩序ある市街地の形成に努める。また、国の行政機関等の移転に関連する土地区画整理事業等を引き続き推進する。

2 道路

首都圏と全国及び首都圏内地域間の交流を緊密にするため高規格幹線道路をはじめとする幹線道路の整備及び調査を進めるほか、地域社会の基礎的な生活基盤としての道路整備を進める。また、地域の自立性の向上の観点から自立都市圏内各地を結ぶとともに、市街地における道路交通の円滑化を図り、良好な市街地の形成に

資するため、街路の整備及び鉄道との連続立体交差化等を推進する。道路交通の安全性・快適性の確保、公害の防止等環境の保全及び避難路等防災空間の確保に十分配慮しつつ道路網の整備及び調査を推進し、管理の充実を図る。

高規格幹線道路のうち、高速自動車国道については、中央自動車道西宮線談合坂SA（山梨県北都留郡上野原町）―大月JCT（同県大月市）の6車線化を図るとともに、東関東自動車道水戸線三郷IC（埼玉県三郷市）―高谷JCT（千葉県市川市）（東京外かく環状道路の一部）等の整備を引き続き推進する。一般国道の自動車専用道路について、首都圏中央連絡自動車道（468号）のあきる野―日の出¹⁾、つくば―牛久間の供用を図り、高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路として、一般国道127号富津館山道路（東関東自動車道館山線に並行）の鋸南町―富浦町間²⁾の供用を図る。

地域高規格道路のうち、首都高速道路については、板橋足立線（中央環状王子線）（板橋区板橋―足立区江北）の供用を図るとともに、中央環状新宿線（目黒区青葉台―板橋区熊野町）等の整備を引き続き推進する。その他の地域高規格道路については、茨城西部・宇都宮広域連絡道路の一部（栃木県宇都宮市）の供用を図るとともに、西関東連絡道路の一部（埼玉県秩父郡皆野町―同県秩父市）の事業に着手する。

3 鉄道

首都圏と全国主要都市を結ぶ交通体系の結節点としての機能の強化並びに業務核都市相互の連携強化に資するとともに、通勤・通学時の混雑緩和、所要時間の短縮及び輸送の安全確保等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、輸送力の増強等による鉄道の整備を推進する。

中央新幹線については、東京都・大阪市間の地形・地質等の調査を引き続き進める。

東京圏の鉄道については、帝都高速度交通営団11号線（水天宮前―押上）や東京臨海高速鉄道臨海副都心線（天王洲アイル―大崎）の新線建設及び東武鉄道伊勢崎線（曳舟―業平橋（押上））の帝都高速度交通営団11号線への乗り入れ工事の完成を図る。

4 飛行場

国際化の進展、生活水準の向上、高速志向の高まり等を背景とした航空需要の増大に対応し、国際・国内航空ネットワークの健全な発展を確保するため、環境の保全及び航空交通の安全の確保を図りつつ整備を推進する。

新東京国際空港については、エプロン等の基本施設の整備、第1旅客ターミナルビルの改修等を推進するとともに、引き続き2,500mの平行滑走路の早期整備に努める。

東京国際空港の沖合展開については、東旅客ターミナル等の整備を推進する。

百里飛行場については、民間共用化に向けて環境影響評価法に基づく所要の手続き等を進める。

東京国際空港の再拡張については、可能な限り早期着工・早期完成を目指し具体的な検討を推進する。

5 港湾等

国際化の進展に対応し、高度な物流体系、多様な産業活動及び地域の豊かな生活を支える質の高い総合的な港湾空間の創出等を図るため、環境の保全を図りつつ、それぞれの地域の特性に応じて、港湾等の整備を推進する。

国際海上コンテナターミナルについては、東京港南部地区大井ふ頭、横浜港本牧ふ頭地区において整備を推進する。

廃棄物海面処分場については、東京港、川崎港、日立港において整備を推進する。

6 公園・緑地等

都市環境の改善、都市災害の防除及び住民の多様なレクリエーション需要の充足を図るため、国営常陸海浜公園（茨城県）、横浜動物の森公園（神奈川県）、柏の葉公園（千葉県）、熊谷スポーツ文化公園（埼玉県）等の都市公園の整備を推進する。

7 廃棄物処理施設

首都圏における膨大な量の廃棄物に対処し、生活環境の保全等を図るため、資源の節約等による廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進による可能な限りの最終処分量の減量、適正処理を図る。処理施設の整備に関しては、環境の保全、安全性等に配慮しつつ推進し、本年度は、新たに宇都宮市（栃木県）における最終処分場等の整備に着手するとともに、所沢市（埼玉県）におけるごみ処理施設等の完成を図る。また、広域処理の計画に係る調査を引き続き実施する。

1) 2) については、平成14年度末未供用

8 水資源の開発

首都圏の水資源開発に関しては、将来の水需要の増加、不安定取水、地盤沈下を誘発する地下水取水等の問題に対処するため、環境保全及び水源地域対策等に配慮しつつ、水資源開発施設の整備を推進する。また、近年の渇水状況にかんがみ、渇水対策容量を持つダムの建設等による渇水対策を推進する。本年度は、新たに群馬用水施設緊急改築事業（利根川）（群馬県）に着手する。

9 河川、海岸等

(1) 河川

首都圏における健全な水循環系を構築し、洪水等による災害の防止、河川環境の保全・創出等を図るため、河川の改修・環境整備等を推進するとともに、豪雨等による災害の復旧を図る。本年度は、補助事業として、新たに渋谷川・古川（東京都）における広域基幹河川改修事業、日本橋川（東京都）における河川環境整備事業、巻川（栃木県）における床上浸水対策特別緊急事業等に着手するとともに、新河岸川（埼玉県）における河川激甚災害対策特別緊急事業等の完了を図る。

(2) 海岸保全施設

津波、高潮、波浪等による災害及び海岸侵食の防止、海岸環境の整備・保全等を図るための海岸保全施設整備事業、海岸環境整備事業等を推進する。本年度は、久留和漁港海岸（神奈川県）における侵食対策事業等の完了を図る。

(3) 砂防設備、地すべり防止施設等

豪雨、火山等による土砂災害等の未然の防止を図り、人命・資産の保護及び国土保全を推進するため、環境の保全に配慮しつつ、利根川水系等における砂防事業、地すべり対策等事業、急傾斜地崩壊対策等事業を推進する。

(4) 森林の保安施設

山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全等に資するため、各種保安林の適正な配備を推進するとともに、環境の保全に配慮しつつ、復旧治山、予防治山等の治山事業を推進する。補助事業として、新たに桐生市金葛地区（群馬県）等において治山事業に着手する。

10 住宅等

居住水準の向上、住環境の整備改善及び住宅需要の多様化に対応するため、環境の保全に配慮しつつ、民間における良好な住宅の建設を促進するとともに、公的機関による集団的な住宅の建設や地域の実情に応じた居住環境の整備を推進する。

11 教育文化施設等

教育文化水準の向上及び学術の振興を図るため、神奈川県立保健福祉大学（仮称）の開学に向けて準備を進めるとともに、東京都立保健科学大学、山梨県立看護大学において大学院を新設し、高崎経済大学において大学院の研究科を増設するほか、東京大学の施設整備を引き続き推進する。

また、地域の社会的文化的環境の向上を図るため、埼玉県生活科学センター（仮称）（埼玉県）の供用を図るほか、さいたま新産業拠点（SKIPシティ）（埼玉県）等の整備を引き続き推進する。

12 病院等

医療施設の適正配置及び医療水準の向上を図るため、国保君津中央病院（千葉県）等の整備を推進するとともに、高齢社会に対応するため、介護老人保健施設の整備を推進する。

13 社会福祉施設

社会福祉の向上を図るため、鶴生園（仮称）（神奈川県）等、社会福祉施設の整備を推進する。

14 防災

防災上の観点から、都市防災総合推進事業、密集住宅市街地整備促進事業、橋梁等の道路構造物や鉄道構造物の耐震性の向上、電線類の地中化、災害に強いライフライン共同収容施設の整備、耐震強化岸壁の整備、防災公園の整備、都市型浸水被害を軽減するための河川・下水道整備、河川事業、ダム等の整備、海岸事業、砂防事業、地すべり対策等事業、急傾斜地崩壊対策等事業、治山事業、水道及び下水道施設の耐震性向上等を推進する。

II 平成14年度に行おうとする事業（略）